する同じであることの確認を含む。）を」に改め、同項ただし書中「前項の」を「第十五項の」に、「事項）が」を「事項又は前項に規定する同じであることの確認がされた事項）が」に、「前項又は」を「第十五項若しくは」に、「）と」を「又は次条第十九項において準用する前項若しくは第二十六条の二十第二十二項において準用する前項に規定する同じであることの確認がされた事項）と」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項の次に次の一項を加える。

16　非課税適用申告書又は異動申告書を提出する外国法人で行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項に規定する法人番号保有者に該当するものがその提出の際、当該非課税適用申告書又は当該異動申告書を提出する特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長が、当該非課税適用申告書又は当該異動申告書に記載されている前項に規定する財務省令で定める事項につき、同条第四項の規定により公表された当該外国法人の当該財務省令で定める事項と同じであることの確認をした場合には、前項の規定にかかわらず、当該外国法人は、当該特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長に対しては、同項に規定する財務省令で定める書類の提示を要しないものとし、当該特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長は、同項の規定による確認を要しないものとする。

第三条の二第十九項中「第十八項まで及び第二十一項から第二十五項まで」を「第十九項まで及び第二十二項から第二十六項まで」に改め、同項の表第二項の項中

「特定振替社債等	同条第十九項において準用する第十六項
「振替国債等	「特定振替社債等に係る確認
次条第十九項において準用する第十六項若しくは第二十六条の二十第二十二項	第十六項若しくは同条第二十二項

を

に改め、同表第二項第一号の項中「特定振替社債等」を「特定振替社債等に係る確認」に、「振替国債等」を「振替国債等に係る確認」に、「同条第一項」を「同項」に、「同条第四項第四号」を「第五条の三第四項第四号」に、「同条第四項第四号」を「第五条の二第七項第四号」に改め、同表第三項の項中「特定振替社債等」を「特定振替社債等に係る確認」に、「振替国債等」を「振替国債等に係る確認」に改め、同表第十六項の項中「第十六項」を「第十七項」に、「特定振替社債等」を「特定振替社債等に係る確認」に、「前項」を「第十五項」に改め、同項に次のように加える。

同条第十九項において準用する前項	前項
次条第十九項において準用する前項若しくは第二十六条の二十第二十二項	前項若しくは同条第二十二項

第三条の二第十九項の表第二十四項の項及び第二十四項の表第二項の項の項中「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同表第二十四項の表第二項第一号の項の項中「第二十四項」を「第五条の二第一項　第五条の三第一項」を「第五条の二第一項　第五条の三第一項に」に改め、同項に次のように加える。

特定振替機関等」という。）の同項	特定振替機関等」
特定受託者」という。）の法第五条の二第一項	特定受託者」

第三条の二第十九項の表第二十四項の表第十六項の項の項中「第二十四項の表第十六項の項」を「第二十五項の表第十七項の項」に改め、同表第二十四項の表第十八項の項の項中「第二十四項の表第十九項の項」を「第二十五項の表第十九項の項」に改める。

第三条の二の二第九項中「第十九項及び第三十一項」を「第二十項及び第三十二項」に改め、同条第十項中「第十四項」を「第十五項」に改め、同条第十一項中「この項、次項及び第十六項」を「この条」に、「同項」を「第十七項」に、「この項及び次項において」を「第十三項までにおいて」に、「この項及び次項において同じ」を「同項までにおいて同じ」に改め、同条第三十三項を同条第三十四項とし、同条第三十二項から第三十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十九項中「第十四項」を「第十五項」に、「、第十六項」を「、第十七項及び第十九項から第二十七項まで」を「第十八項及び第二十項から第二十八項まで」に、「この項、次項及び第十六項」を「この条」に、「同項」を「。第十七項」に、「この項及び次項」を「第十三項まで」に改め、「定める書類」と「「同項」とあるのは「第十三項」と」を加え、「第十二項中「氏名又は」を「第十二項中「国外にある住所等その他前項に規定する財務省令で定める事項」とあるのは「本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号」と、「同条第四項」とあるのは「同項」と、「には、同項」とあるのは「には、前項」と、「非居住者等確認書類」とあるのは「同項に規定する財務省令で定める書類」と、第十三項中「氏名若しくは」に、「及び前項」を「及び第十一項」に、「又は主たる事務所の所在地及び法人番号を前項に規定する書類」を「若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号を第十一項に規定する書類」と、「国外にある住所等その他同項に規定する財務省令で定める事項」とあるのは「本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号」に、「第二十項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十八項を同条第二十九項とし、同条第二十六項を同条第二十七項とし、同条第二十五項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「第十九項、第二十二項又は第二十三項」を「第二十項、第二十三項又は第二十四項」に、「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「第二十項及び第二十一項」を「第二十一項及び第二十二項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項を同条第二十四項とし、同条第二十項から第二十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十九項中「第二十四項」を「第二十五項」に、「第二十六項」を「第二十七項」に、「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第二十七項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十七項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「記載された氏名又は」を「記載された氏名若しくは」に、「前項」を「第十一項」に改め、「とき」の下に「、又は当該非課税適用申告書に記載された名称、国外にある住所等その他同項に規定する財務省令で定める事項につき前項に規定する同じであることの確認をしたとき」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　非課税適用申告書の提出をする外国法人で行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項に規定する法人番号保有者に該当するものがその提出をしようとする際、当該非課税適用申告書に係る利子の支払をする者が、当該非課税適用申告書に記載された名称、国外にある住所等その他前項に規定する財務省令で定める事項につき、同条第四項の規定により公表された当該提出をする外国法人の名称、国外にある住所等その他前項に規定する財務